

佐賀県医療センター好生館 薬剤部門システム ハードウェア/ソフトウェア更新

調達業務仕様書

1. 構成

調達物品名		数量
薬剤部門システム ハードウェア/ソフトウェア更新		一式
項目	内容	
1	ハードウェア更新	
1-1	デスクトップ PC	
1-1-1	以下の端末を更新すること。 ・麻薬管理端末 ・進捗管理用端末	
1-1-2	OS は Windows11 Professional (64bit) 日本語版 相当以上であること。	
1-1-3	CPU はインテル Corei3ー13100 (3.40GHz) 相当以上であること。	
1-1-4	メモリー容量は 8GB 以上であること。	
1-1-5	256GB 以上の物理容量を持つソリッドステートドライブを内蔵していること。	
1-1-6	21 インチ以上の液晶カラーディスプレイ、日本語キー入力付きキーボードおよびマウスが付属していること。	
1-1-7	以下の端末は Windows11 に UPDATE し、継続使用すること。 また見積書には UPDATE 費用も含むこと。 ・処方受信解析端末 ・帳票発行端末 ・混注鑑査用端末×2 台	
1-2	タッチパネル PC	
1-2-1	以下の端末を更新すること。 ・散薬監査用端末 ・水剤監査用端末	
1-2-2	OS は windows 10 IoT enterprise 2019 LTSC 以上であること。	
1-2-3	メモリー容量は 4GB 以上であること。	
1-2-4	128GB 以上の物理容量を持つ SSD を内蔵していること。	
1-2-5	10.1 インチ以上、解像度 1920×1200 以上のタッチパネル式液晶カラーディスプレイであること。	
1-3	ノート PC	
1-3-1	以下の端末は Windows11 に UPDATE し、継続使用すること。 また見積書には UPDATE 費用も含むこと。 ・麻薬管理用ノート PC ・散薬分包機制御用ノート PC	
1-4	PDA 端末	

1-4-1	視認性・拡張性・操作性・コンパクト設計であることを考慮し、Android 端末を使用すること。
1-4-2	バーコードを読み取るため、スキャン機能が搭載されていること。
1-4-3	CPU が Qualcomm 5430 6 コア (2.1GHz) 相当以上を備えていること。
1-4-4	OS は、Android 13 相当以上の性能を有すること。
1-4-5	表示部が 6.0 インチカラーフル HD (1080 x 2160)、LED バックライトディスプレイ相当以上であること。
1-4-6	無線 LAN (IEEE 802.11a/b/g/n/ac Wi-Fi) に対応できること。
1-4-7	台数は 5 台とすること。
1-4-8	既存の処方計数調剤システム、注射計数調剤システムどちらのシステムでも使用できること。
1-4-9	充電器は 5 台を同時に充電できる充電スロットクレードルであること。
2	ソフトウェア更新
2-1	基幹システム
2-1-1	既存の処方解析システム、注射解析システムはそのまま使用できること。
2-1-2	以下のシステムは最新のソフトウェアにバージョンアップすること。 ・ 帳票類発行システム ・ 分包機制御システム ・ 散薬監査システム ・ 水剤監査システム ・ 混注監査システム
2-2	麻薬管理システム
2-2-1	最新のシステムに更新すること。
2-2-2	伝票で払出、使用された特定薬剤を薬剤部で手入力できるシステムであること。
2-2-3	納入業者より麻薬を譲り受けた年月日、購入先の麻薬卸業者の名称、製造番号及び譲受数量が記憶でき、尚且つ印刷もできること。
2-2-4	問屋を指定して薬品・数量を入力することにより、麻薬譲受証が自動発行できること。
2-2-5	納品完了時にはロット番号を入力し、そのまま麻薬管理簿の購入データとして取り込めること。
2-2-6	麻薬譲受書発行履歴の参照もできること。
2-2-7	電子カルテシステムからの依頼データを元に一覧から選択し、払出入力ができること。
2-2-8	払出入力の患者の選択は、処方箋に印字したバーコードでも行えること。
2-2-9	払出入力を行った時点で、在庫から減算されること。
2-2-10	オベ室等オーダーデータの発生しない部署は直接入力ができること。
2-2-11	実施入力（施用・調剤済破棄・返却）は、払出データを元に一覧から選択し、実施済入力が行えること。
2-2-12	実施入力時の患者の選択は処方箋に印字したバーコードでも行えること。
2-2-13	実施済入力の時点で施行残の入力ができること。（管理簿に記載されること。）
2-2-14	実施入力では、返却・調剤済廃棄の入力も同時に行えること。
2-2-15	実施入力（施用・調剤済破棄・返却）は、払出データを元に一覧から選択し、実施済入力を行えること。
2-2-16	実施入力時には、処方箋に印字したバーコードを読み取って患者を選択できること。

2-2-17	実施入力（施用・調剤済破棄・返却）は、実施済入力の時点で施用の入力が可能であり、管理簿に記載されること。また返却・調剤済廃棄の入力も同時にできること。
2-2-18	薬局内調製（予製）入力は、院内で調製する薬品の入力を行えること。 調製する薬品・倍率は薬品マスターへ登録できること。
2-2-19	薬局内調製（予製）入力は、調製後、受入入力により麻薬管理簿データに反映できること。
2-2-20	実施画面からの返却・残液量登録機能を持っており、内服系薬品の場合、薬品を選択後、返却数量を入力できること。また、再利用・調剤済廃棄を選択し、理由・方法を登録できること。
2-2-21	実施画面からの返却・残液量登録機能を持っており、注射系薬品の場合、施用量・返却量の数量を入力できること。（全量使用時は省略可能）また、残液がある場合は数量・立会い者を入力できること。また入力内容は、自動的に管理簿の備考欄に登録されること。
2-2-22	提出用帳票は以下のものが作成・出力できること。 ●麻薬廃棄届 ●麻薬事故届 ●調剤済麻薬廃棄届 ●麻薬年間報告書 ●麻薬管理簿
2-2-23	一般帳票として以下の作成・出力ができること。 ●薬品別麻薬管理簿 ●患者別投与麻薬一覧表 ●在庫管理年間表 ●調剤・払出・返却在庫一覧表（日次・月次・年次） ●麻薬譲受書
2-2-24	以下の一覧表が自動で作成できること。 ●調剤済麻薬一覧 ●麻薬一覧 ●麻薬事故一覧 ●譲受一覧 ●残高一覧 など
2-2-25	投与患者の以下の参照印刷ができること。 ●氏名 ●ID 番号 ●年齢 ●住所 ●電話番号
2-2-26	病棟、診療科ごとに登録、修正、閲覧、印刷ができること。
2-2-27	官庁書式に準拠した以下の書類を自動的に作成できること。 ●麻薬管理簿 ●麻薬管理年間届 ●廃棄届 ●事故届 など
2-2-28	麻薬金庫サイド、払出窓口でのバーコードを利用したリアルタイム在庫チェック＆払出入力時に、払出入力時の操作者を記録できること。
2-2-29	期限切れの麻薬、使用しなくなった麻薬などを廃棄する場合に、都道府県知事へ提出する「麻薬廃棄届」の作成及び印刷ができること。

2-2-30	麻薬の減失や破損などによる事故が発生した時に、都道府県知事へ提出する「麻薬事故届」の作成及び印刷ができること。
2-2-31	事故届入力は、事故を届け出る薬品を入力し事故届を発行できること。
2-2-32	事故届入力は、事故届を発行できると同時に麻薬管理簿のデータも生成できること。
2-2-33	廃棄届入力（廃棄処理〔薬剤部内在庫〕）は、廃棄する薬品を入力し廃棄届を発行できること。
2-2-34	廃棄届入力（廃棄処理〔薬剤部内在庫〕）は、廃棄届に印字する「廃棄の場所・方法・理由」は選択できること。また、その内容はマスターにて登録できること。
2-2-35	廃棄届入力（廃棄処理〔薬剤部内在庫〕）は、廃棄届を発行できると同時に麻薬管理簿のデータも生成できること。
2-2-36	院内麻薬の動きを一元管理・支援できること。（患者への処方管理、在庫管理など。）
2-2-37	バーコードチェックによる払出登録機能を持っており、麻薬処方箋に印字されているバーコードを読み込むことにより、払出を行うべき薬品の数量と金庫にあるはずの在庫数量を表示できること。
2-2-38	バーコードチェックによる払出登録機能は、内容確認後「実行」で払出登録を完了でき、在庫から数量が減算され、払出薬剤師・払出日時が記録されること。
2-2-39	バーコードチェックによる実施・返却登録機能を持っており、麻薬処方箋（施用表）に印字されているバーコードを読み込むことにより、実施確認を行うべき薬品の数量等が表示されること。
2-2-40	バーコードチェックによる実施・返却登録機能は、返却（再利用・調剤済み廃棄）、注射の残液量等があれば入力できること。また、管理簿備考欄への記載も入力できること。
2-2-41	バーコードチェックによる実施・返却登録機能の使用により、実施後は実施薬剤師・実施確認日時が記録されること。
2-2-42	台数は、クライアント PC1 台の構成とすること。
2-3	進捗管理システム
2-3-1	ブラウザを用いて処方、注射などの調剤状況の進捗を確認できるシステムであること。
2-3-2	電子カルテからの呼出方法は、下記項目で呼び出し、及び進捗の表示ができること。 ●患者単位 ●オーダー番号単位
2-3-3	フィルター機能によって、各病棟の進捗状況の把握ができること。
2-3-4	表示したい病棟や診療科などのフィルター機能設定を、PC ごとに保存できること。
2-3-5	フィルター機能設定は、ブラウザソフトの cookie 機能 を使用せずに、PC の IP アドレスを取得してサーバーに設定を保存できること。
2-3-6	画面状態が未調剤のものを、強制的に監査済みに変更する、強制モードの機能があること。
2-3-7	誤って監査済みにしてしまった場合は、取消モードの機能があり、未調剤の状態へ戻せること。
2-3-8	以下のように進捗画面のタブの名称を設定できること。 ●処方（薬剤部） ●処方（病棟） ●注射 ●ミキシング など
2-3-9	進捗画面は、以下の項目の表示を設定できること。 ●タブの名称 ●項目の並び順

	●文字サイズ ●表示色 ●1 ページ件数 など
2-3-10	下記のように、表示項目の表示順・表示有無など、表示させたい項目の設定・変更ができること。 ●薬剤部画面と病棟画面で、項目順が異なる画面にする ●処方画面と注射画面で、表示項目が異なる画面にする
2-3-11	台数は、クライアント PC1 台、バーコードスキャナー 1 台であること。
3	(性能、機能以外に関する要件)
3-1	搬入及び据え付け及び調整等
3-1-1	調達物品の搬入及び据え付け、稼動のための調整を行なうこと。
3-1-2	装置の納入場所については、当館と協議すること。
3-1-3	搬入・据え付け調整にあたり建物の改修等を行なう必要が生じた場合は、納入業者の負担で行なうこと。なお、納入場所の面積・設備等の詳細は当館に問い合わせること。
3-1-4	調達物品の構成内容については、当館に問い合わせること。
3-1-5	障害時は、早急な復旧を可能にするサービス体制を有すること。
3-1-6	本調達品の保証期間は、安定稼動時から 1 年間とすること。
3-1-7	調達物品は、納入後においても稼動に必要な消耗品及び故障時に対する交換部品の安定した供給が確保されていること。
3-2	その他
3-2-1	取扱説明書は、日本語版で 1 部以上提供すること。
3-2-2	調達物品には、基本的機能を損なわないよう必要な物品を備えること。
3-2-3	調達物品のうち薬事法の製造承認の対象となる医療用具については、厚生労働大臣の承認を受けていること。

2. その他納入に関して

- 令和 9 年 3 月 31 日までに、本仕様書に掲げる機器について、搬入・設置・据付・調整等を確実に完了し、安定した稼働ができるようにすること。
- 機器の搬入、設置調整、組み立て費及び接続費は、今回の調達範囲に含むこと。(一次側設備[電気・空調・給排水等]費用は含まない)
- 納入前に、納入先担当者と納入スケジュールを確認し、合意の得られた日程で作業を進めること。また、計画書類を提出する等をし、情報の齟齬が無いように努めること。
- 機器の設置調整にあたっては、当館スタッフとの協議の上、その指示によること。また、搬入の際には納入業者が立ち会うこととし、当館に損傷を与えないように注意を払うよう努め、必要がある場合、搬入経路に養生等を施すこと。
- 当館の建物および設備等に損傷を与えた場合、納入業者の責任において現状復旧すること。
- 機器設置にあたって、使用許可等関係行政機関への申請が必要な場合は、書類作成のための資料等を提供すること。
- 機器やシステムの納入から起算して 1 年間は、それらの修理及び保守について無償で行うこと。
- 落札業者及びメーカーにおいて、機器等に各種障害が発生した際に早急な復旧を可能にす

るサービス体制を構築しており、当館に対してその証明が可能であること。

- ⑨ 機器の故障や不具合に対して、夜間及び土日祝日、年末年始等当館の通常営業時間外においても修理等の対応、連絡体制が整備されていること。
- ⑩ 機器やシステムに関して当館からの依頼がある場合、30 分～1 時間以内に担当者が到着し、対応できる体制が整備されていること。
- ⑪ 操作マニュアルは、日本語版を当館が必要とする部数提供すること。
- ⑫ 納入期限までに、当館の指示や指定する条件に基づき、当館職員の立会いのもとで動作確認を行うこと。
- ⑬ 取り扱い説明に関する教育訓練は、当館の医療職員(医師・看護師・コメディカル等)2 名以上に対し、当館が指定する日時・場所で行うこと。
- ⑭ 納入後 1 年間に行った調整及び修理等のすべての作業については、当館担当者に報告すること。
- ⑮ 納入後 1 年間は、必要に応じ、電話・現場立ち合いにより教育訓練を実施することとし、その経費については無償とすること。